

# 千葉県立美術館アドバイザー会議運営要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、千葉県立美術館アドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

なお、アドバイザー会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条令により設置される附属機関の性質を有しない。

## (所掌事務)

第2条 アドバイザー会議は、千葉県立美術館の魅力の向上及び活性化を図るため、美術館運営の在り方に関するアドバイスを行う。

## (組織)

第3条 アドバイザー会議に別表に掲げる座長及び委員を置く。

2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (座長)

第4条 座長はアドバイザー会議の議事を進行する。

2 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を行う。

## (会議)

第5条 アドバイザー会議は、環境生活部スポーツ・文化局長が座長及び委員を招集し開催する。

## (事務局)

第6条 アドバイザー会議の事務局は、環境生活部スポーツ・文化局文化振興課に置く。

## (報償費)

第7条 委員の報償費については、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第3条第1項第2号の例により、日額13,000円を支給するものとする。

## (費用弁償)

第8条 委員の費用弁償については、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第2条第2項第2号、第6条第1項及び別表第二により支給するものとする。

## (その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、アドバイザー会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年11月5日から施行する。
- 2 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和4年8月18日から施行する。

別表 (第3条)

座長	美術館事業・運営に精通する 学識経験者	<u>1名</u>
委員	館運営に関する学識経験者	<u>2名</u>
	学芸事業に関する学識経験者	<u>2名</u>
	普及事業に関する学識経験者	<u>2名</u>
合計 7名		